

## 総量規制基準(C値見直し案)

項目	項 番 号	業種その他の区分	Co (平成14年9月30日以前に設置)				Ci (平成14年10月1日以降に設置等)				
			Co (mg/L)		国の範囲 (mg/L)		Ci (mg/L)		国の範囲 (mg/L)		
			8次	9次(案)	下限	上限	8次	9次(案)	下限	上限	
COD		該当なし									
窒素	209	A 下水道業(日平均排水量30,000m <sup>3</sup> 以上の事業場の場合に限る。)	25	30	10	~ 30	10	25	10	~ 25	
		B 下水道業(日平均排水量30,000m <sup>3</sup> 未満の事業場の場合に限る。)	30	30	10	~ 30	15	25	10	~ 25	
		C 下水道業(標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。))	15	20	10	~ 20	10	20	10	~ 20	
		D 下水道業(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの)	30	35	10	~ 35	15	35	10	~ 35	
りん	209	A 下水道業(日平均排水量30,000m <sup>3</sup> 以上の事業場の場合に限る。)	3	3	1	~ 3	1.5	2.5	1	~ 2.5	
		B 下水道業(日平均排水量30,000m <sup>3</sup> 未満の事業場の場合に限る。)	3	3	1	~ 3	2	2.5	1	~ 2.5	
		C 下水道業(標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。))	1	2	1	~ 2	1	2	1	~ 2	
		D 下水道業(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの)	3	5	1	~ 5	2	4.5	1	~ 4.5	